

枚方市告示第 227 号

枚方市屋外広告物条例（平成25年枚方市条例第60号）第14条第2項第3号及び枚方市屋外広告物条例施行規則（平成26年枚方市規則第33号）第8条第1項第2号ニの規定により広告物等の表示の方法等の制限に係る区域等の指定を変更するので、同条例第53条及び同規則第8条第2項の規定により、公示する。

令和4年4月27日

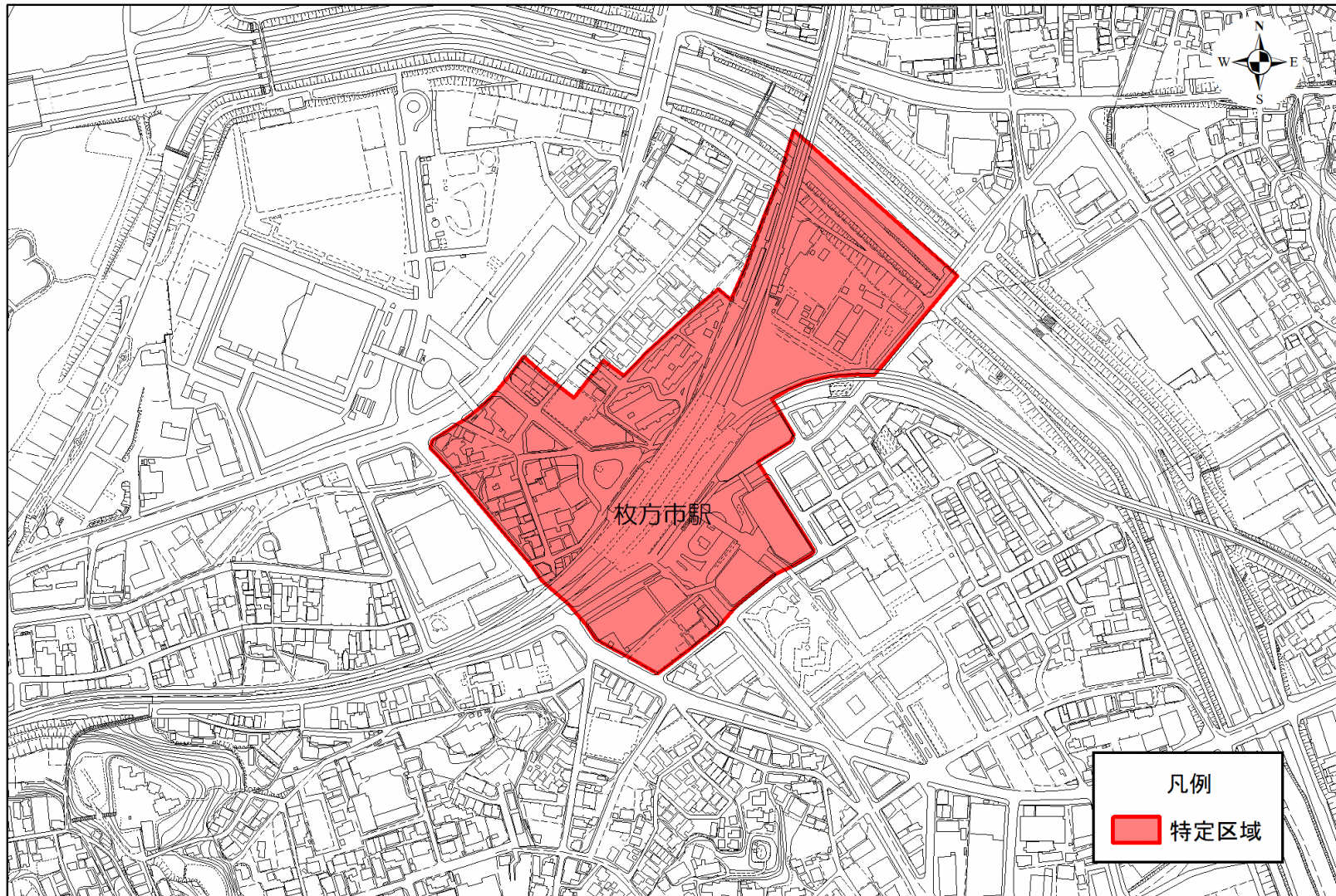
枚方市長 伏見 隆

枚方市屋外広告物条例に基づく広告物等の表示の方法等の制限に係る区域等の指定の一部改正

枚方市屋外広告物条例に基づく広告物等の表示の方法等の制限に係る区域等の指定（平成28年枚方市告示第143号）を次のように改正する。

別図を次のように改める。

# 特定区域(枚方市駅周辺)



1:5,000

